

# 神保原町地区 駅北まちづくり事業 発起人会

## 会 則

### (名 称)

第1条 本会は、神保原町地区 駅北まちづくり事業 発起人会と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、神保原駅北口周辺地区の発展に向け、次の推進に資することを目的とする。

- 賑わいがあり安心安全に暮らせるまちづくり
- 駅前通りの活性化
- 道路交通環境の改善
- 神保原駅利用者の利便性の向上

### (任 務)

第3条 本会は、神保原駅北口周辺地区における地元住民の意見聴取や上里町との協議の役割を担うものとする。

### (構 成)

第4条 本会は、原則として神保原駅北口周辺地区整備に該当する土地又は建物を所有する者などの関係権利者（以下「発起人」という。）で構成する。

- 発起人の中から互選又は、推薦により会長を1名選出する。

### (会長の職務等)

第5条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する発起人がその職務を代理する。

### (会 期)

第6条 本会は、まちづくりを推進する協議会が設立するときまでとする。

### (補 則)

第7条 この会則に規定のない事項は、会長が本会に諮って定めるものとする。

以上、神保原町地区 駅北まちづくり事業発起人会の会則を作成し、発起人が次に記名押印する。

## (2) 発起人名簿

氏名	選出区分
片倉 昭弘	地元地権者
鈴木 光雄	地元地権者
中嶋 勇郷	地元地権者
保坂 真哉	地元地権者